【別紙１】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象外種目  | 厚生労働大臣が定める者のイ  | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果  |
| ア 車いす及び車いす 付属品  | 次のいずれかに該当する者 （一）日常的に歩行が困難な者 （二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者  | 基本調査１－７ 「3.できない」 ※  |
| イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品  | 次のいずれかに該当する者 （一）日常的に起き上がりが困難な者 （二）日常的に寝返りが困難な者  | 基本調査１－４ 「3.できない」 基本調査１－３ 「3.できない」  |
| ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器  | 日常的に寝返りが困難な者  | 基本調査１－３ 「3.できない」  |
| エ 認知症老人徘徊 感知機器  | 次のいずれにも該当する者 （一）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 （二）移動において全介助を必要としない者  | 基本調査３－１ 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査３－２～基本調査３－７のいずれか「2.できない」 又は 基本調査３－８～基本調査４－１５のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査２－２ 「4.全介助」以外  |
| オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）  | 次のいずれかに該当する者 （一）日常的に立ち上がりが困難な者 （二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 （三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者  | 基本調査１－８ 「3.できない」 基本調査２－１ 「3.一部介助」又は「4.全介助」 ※  |
| カ 自動排泄処理装置  | 次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者  | 基本調査２－６ 「４．全介助」 基本調査２－１ 「４．全介助」  |